

用途地域

出題概要

・No15は、用途地域に関連する出題が多い

第3節 建築物の用途地域

- ・法48条(用途地域等)
- ・法49条(特別用途地域)
- ・法49条の2(特定用途制限地域)
- ・法50条(用途地域等における建築物の敷地、構造又は建築設備に対する制限)
- ・法別表第2 用途地域等内の建築物の制限

第6章 建築物の用途

- ・令130条～令130条の9の8

〔N o. 15〕 建築物の用途の制限に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。ただし、用途地域以外の地域、地区等の指定はなく、また、特定行政庁の許可等は考慮しないものとする。

1. 田園住居地域内において、「延べ面積700m²、平家建ての老人福祉センター」は、新築することができる。
→ 法別表第2（ち）（い）九号 令130条の4第二号
2. 近隣商業地域内において、「延べ面積1,000m²、地上2階建ての日刊新聞の印刷所」は、新築することができる。
→ 法別表第2（り）（ぬ）第二号
3. 全ての用途地域内において、「延べ面積500m²、地上2階建ての地方公共団体の支所」は、新築することができる。
→ 法別表第2（い）第九号 令130条の4第二号
4. 用途地域の指定のない区域（市街化調整区域を除く。）内において、「延べ面積10,000m²、地上2階建ての店舗」は、新築することができる。
→ 法別表第2（か）

[No. 15] 建築物の用途の制限に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。ただし、用途地域以外の地域、地区等の指定はなく、また、特定行政庁の許可等は考慮しないものとする。

1. 「延べ面積 3,500 m²、地上 5 階建ての消防署」は、第一種住居地域内において、新築することができる。
2. 「延べ面積 500 m²、客席の部分の床面積の合計 180 m²、平家建ての演芸場」は、準住居地域内において、新築することができる。
3. 「20 tの火薬の貯蔵に供する平家建ての倉庫」は、準工業地域内において、新築することができる。
4. 「延べ面積 20,000 m²、地上 3 階建ての大学」は、工業地域内において、新築することができる。

[No. 15] 建築物の用途の制限に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。ただし、用途地域以外の地域、地区等の指定はなく、また、特定行政庁の許可等は考慮しないものとする。

1. 第一種低層住居専用地域において、「延べ面積 500 m²、平家建ての児童厚生施設」は、新築することができる。
2. 第二種住居地域内において、「延べ面積 6,000 m²、地上 3 階建てのカラオケボックス(各階を当該用途に供するもの)」は、新築することができる。
3. 近隣商業地域内において、「延べ面積 500 m²(作業場の床面積の合計が 400 m²)、平家建ての、原動機を使用する自動車修理工場」は、新築することができる。
4. 商業地域内において、「延べ面積 2,000 m²、平家建ての圧縮天然ガスの製造工場(内燃機関の燃料として自動車に充填するための圧縮天然ガスに係るもの)」は、新築することができる。

[No. 16] 都市計画区域内の建築物の用途の制限に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。ただし、用途地域以外の地域、地区、都市施設等の指定はなく、また、特定行政庁の許可等は考慮しないものとする。

1. 第一種住居地域内において、「延べ面積 4,000 m²、地上 5 階建ての保健所」は、新築することができる。
2. 準住居地域内において、「延べ面積 300 m²、平家建ての水素ステーション(燃料電池自動車用の圧縮ガスを所定の設備により貯蔵・処理する建築物)」は、新築することができる。
3. 田園住居地域内において、「延べ面積 100 m²、平家建ての喫茶店」は、新築することができる。
4. 工業地域内において、「延べ面積 1,000 m²、平家建ての産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物(がれき類の破碎施設で、1 日当たりの処理能力が 120 tのもの)」は、新築することができる。

[No. 15] 建築物の用途の制限に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。ただし、用途地域以外の地域、地区等の指定はなく、また、特定行政庁の許可等は考慮しないものとする。

1. 第二種低層住居専用地域内において、「延べ面積 1,100 m²、地上 2 階建ての建築物で、2 階を床面積 500 m² の図書館、1 階を図書館に附属する床面積 600 m² の自動車車庫とするもの」は、新築することができる。
2. 第二種住居地域内において、「延べ面積 8,000 m²、地上 2 階建ての勝馬投票券発売所(各階を当該用途に供するもの)」は、新築することができる。
3. 工業地域内において、「延べ面積 500 m²、地上 2 階建ての幼保連携型認定こども園」は、新築することができる。
4. 工業専用地域内において、「延べ面積 300 m²、地上 2 階建ての診療所」は、新築することができる。

[No. 15] 建築物の用途の制限に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。ただし、用途地域以外の地域、地区等の指定はなく、また、特定行政庁の許可等は考慮しないものとする。

1. 第一種低層住居専用地域内において、「延べ面積 180 m²、地上 2 階建ての喫茶店兼用住宅(喫茶店の用途に供する部分の床面積 60 m²)」は、新築することができる。
2. 田園住居地域内において、「延べ面積 300 m²、地上 2 階建ての、地域で生産された農産物を材料とする料理を提供する飲食店」は、新築することができる。
3. 準工業地域内において、「延べ面積 5,000 m²、平家建ての圧縮ガスの製造工場(内燃機関の燃料として自動車に充填するための圧縮天然ガスに係るもの)」は、新築することができる。
4. 工業地域内において、「延べ面積 10,000 m²、地上 3 階建ての展示場」は、新築することができる。

[No. 15] 建築物の用途の制限に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。ただし、用途地域以外の地域、地区等の指定はなく、また、特定行政庁の許可等は考慮しないものとする。

1. 第二種低層住居専用地域内において、「延べ面積 650 m²、平家建ての老人福祉センター」は、新築することができない。
2. 第一種住居地域内において、「延べ面積 3,000 m²、地上 3 階建てのホテル」は、新築することができない。
3. 近隣商業地域内において、「客席の部分の床面積の合計が300 m²、地上2階建ての映画館」は、新築することができる。
4. 工業専用地域内において、「延べ面積 300 m²、地上2階建ての保育所」は、新築することができる。

[No. 15] 建築物の用途の制限に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。ただし、用途地域以外の地域、地区等及び特定行政庁の許可等は考慮しないものとする。

1. 「延べ面積 600m²、地上2階建ての老人福祉センター」は、第一種低層住居専用地域内において、新築することができる。
2. 「延べ面積 400m²、地上2階建ての保健所」は、第二種低層住居専用地域内において、新築することができる。
3. 「延べ面積 500m²、地上2階建ての宅地建物取引業を営む店舗」は、第一種中高層住居専用地域内において、新築することができる。
4. 「延べ面積 300m²、地上2階建ての幼保連携型認定こども園」は、工業地域内において、新築することができる。